

ペット同行避難者 受入対応 避難所管理の手引き

災害は突然起こります。

日ごろからの心構えと備えが大切です。

岐阜県可児郡御嵩町

はじめに

東日本大震災をきっかけに「ペット防災対策」が求められるようになりました。

避難所では決められたルールがなく、人とペットが避難所という限られた空間に居住し、鳴き声、臭い、アレルギーなど様々な問題、トラブルが発生し問題となりました。

そこで、環境省では大震災でのトラブルを踏まえ「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を示し「ペット防災対策」を全国の自治体に呼び掛けています。

ガイドラインでは、行政、関係機関、ペットの飼い主及び住民のそれぞれの役割、普段から備え準備しておく事、災害発生時における対応など、写真や資料を多く取り入れ、地域の状況に応じて自治体が「ペット防災対策」に取り組めるよう具体例が盛り込まれています。

そこでこの度、これらを踏まえ避難所を開設する皆様に対して「避難所管理の手引き」を作成しました。

この「手引き」をきっかけに「ペット防災対策」について町民の皆様で考え、備えていただく事を期待します。

なぜ同行避難が必要なのか？

過去の災害において、ペットが飼い主と離ればなれになってしまう事例が多数発生しました。離れてしまった動物を保護することには多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷したり衰弱・死亡したりする恐れがあります。

また、ペットと離ればなれになってしまったことは、飼い主さんの大きな心の痛手になりますし、一緒に避難したペットは避難生活での励みにもなります。

さらに、長期に亘る災害では不妊去勢処理がなされていない場合、繁殖により増加することで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念されます。

このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置なのです。

定義・前提

① 対象動物

犬猫等一般の家庭で飼養されている愛玩動物（以下「ペット」という。）を対象とします。

② 避難所では原則、屋外飼養

御嵩町ではペットの飼養、管理は原則屋外と定めています。

しかし、避難所の状態、室内犬、冬季など、状況に応じて柔軟に対応してください。

③ 避難所では飼い主による自主管理

ペットの管理は、飼い主による「自主管理」を原則とします。

④ ペット用の避難用品や備蓄品は飼い主が準備

自主管理を原則としているため、ペットの餌や水、常備薬や予備の首輪などは飼い主が用意します。

⑤ 御嵩町被災動物救援マニュアル

平成29年7月にマニュアルを制定しています。

平常時と災害時の対応、関係機関との連携等を盛り込み避難所等においてペットは「原則屋外飼養」を明記しています。

避難所におけるペットの飼養マナーと健康管理

避難所・仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければなりません。

これまでの災害では、ペットがいることでつらい避難生活の中での「心の安らぎ」や「支え」となったという声がある一方、「咬傷事故」や「鳴き声」への苦情、「体毛」や「糞尿処理」など衛生面でトラブルが報告されています。

避難所では、ペットの飼養管理は飼い主の責任で衛生的な管理を行うとともに、飼い主同士等で周りの人に配慮したルールを作ることも必要とされます。

また、ペットはストレスから体調を崩したり、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努めなければなりません。

それでは、災害時の対応についてご紹介します。

① 一時係留

避難してきた対象動物（ペット）の飼養場所が定まっていない場合、一時的に避難所等の建物等に、飼い主自ら固定するよう、指示、補助してあげてください。



★ 駐輪場やゴミ分別ステーション等、屋根下が理想です。

② 把握

飼い主は誰なのか、動物の種類、数を把握するために受付を行います。



- ★ ペットに所有者明示しておくことで、飼い主を容易に迅速に特定することができます。

③ 飼養場所の選定

不特定多数が集まる避難所では人間は勿論、ペットも興奮状態となり、突然咬みついたり、吠えたりするなど、予想外の行動で住民に危害を及ぼす可能性があります。

避難所の裏、少し離れた場所など、事故防止を考え、一般住民との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルを軽減することが可能になります。

またペットが一箇所で生活することは、ストレスを増大させてしまう原因となるため、可能な限りペットは区分して飼養できることが望ましいです。



- ★ 小型犬はケージやキャリーバッグに入れ、大型犬はお互いに離して繋ぐのが理想です。

④ 自主管理の原則

避難所の責任者は、飼い主を集め、飼養場所の「掃除」「給餌」をはじめとする「自主管理」の原則について説明し、「飼養者代表」を選任するようにしてください。

⑤ 避難所の責任者と一般住民代表、飼養者代表による話し合い

避難所生活が長期化した場合、様々なトラブル、事故等が発生する可能性があります。

関係者による話し合いをもちましょう。

⑥ 役場との情報交換、連携

困った事、相談等がある場合には、御嵩町役場や可茂保健所へ必要に応じて情報提供、相談してください。

こうして情報を共有することで、様々な支援、補助が可能となります。

おわりに

「人命最優先」とのご指摘もあります。

しかし、家族同然のペットを置き去りにして自分だけ避難する事は飼い主にとって「ストレス」となるばかりか、放置されたペットが放浪し繁殖するなど、かえって「トラブル」となること等が想定されています。

災害が発生すれば避難所にペットがやって来る、との認識をお持ちいただき、どう対応するのか、避難所を管理する皆様で話し合ってみてください。

実際に災害が起こると、自治体は被災者の対応に人員を割かれ、初動対応が遅れる可能性があります。

ですから、日頃から「ペット防災対策」について皆様で話し合い、避難所を管理する立場において何ができるのか考えてみましょう。

用語解説

① ペット同行避難

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、避難することです。避難場所（避難所等）に避難した後のことまで言及するものではありません。

② 所有者明示

ペットに迷子札、鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着し、ペットが飼い主とはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定できる状態にすることです。したがって、飼い主の名前や連絡等が記入されていない首輪のみの装着は、所有者明示には含まれません。

③ 一時係留

ペットの飼養場所を設ける前段階において、一時的に身の回りに存在する建物、構造物等に繋ぎ留めること。

④ ケージ

動物を収容する檻。ペットの種類や大きさ等に応じて様々なタイプが市販されています。

⑤ キャリーバック

ペットを運搬、移動する際の檻。ペットの種類や大きさ等に応じて様々なタイプが市販されています。

ペット同行避難者受入対応避難所管理の手引き

平成29年7月発行

発行 御嵩町役場 住民環境課

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1

電話番号 0574-67-2111